

宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の一部を改正する要綱
宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改 正 後 (新)		改 正 前 (旧)	
宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱		宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱	
第1～第3 (略)		第1～第3 (略)	
(資金の種類)		(資金の種類)	
第4 この制度による資金は、次のとおりとする。		第4 この制度による資金は、次のとおりとする。	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 伴走支援型特別資金		(4) 新型コロナウイルス感染症対応資金	
(5) 流動資産担保活用資金		(5) 伴走支援型特別資金	
(6) 経営力強化サブポート資金		(6) 流動資産担保活用資金	
(7)～(13) (略)		(7)～(13) (略)	
第5～第8 (略)		第5～第8 (略)	
(信用保証)		(信用保証)	
第9 この制度に係る融資は、宮城県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証付とする。ただし、第4第2号から第5号を除く各資金の短期資金(償還期間が1年以内のもの)及び第4第12号の信用保証は、取扱金融機関の判断によるものとする。		第9 この制度に係る融資は、宮城県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証付とする。ただし、第4第2号から第5号を除く各資金の短期資金(償還期間が1年以内のもの)及び第4第13号の信用保証は、取扱金融機関の判断によるものとする。	
第10～第14 (略)		第10～第14 (略)	
(期中支援・期中管理)		(期中支援・期中管理)	
第15 取扱金融機関は、下記に該当する場合、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。		第15 取扱金融機関は、下記に該当する場合、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。	
(1) 及び (2) (略)		(1) 及び (2) (略)	
(3) 申込中小企業者等が、第4第2号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特定中小企業者に限る。)による融資を受けた場合。		(3) 申込中小企業者等が、第4第2号及び第4第9号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特定中小企業者に限る。)による融資を受けた場合。	
ただし、令和4年9月30日までに保証申込受付したものはこの限りではない。		ただし、令和4年9月30日までに保証申込受付したものはこの限りではない。	
(4) 申込中小企業者等が、第4第11号による融資を受けた場合。		(4) 申込中小企業者等が、第4第12号による融資を受けた場合。	
ただし、以下の場合はこの限りではない。		ただし、以下の場合はこの限りではない。	
①及び② (略)		①及び② (略)	
2 取扱金融機関は、申込中小企業者等が協会から新型コロナウイルス感染症対応資金による保証承諾を受け、据置期間が1年を超える場合、据置期間中にモニタリングを行うものとする。		2 取扱金融機関は、申込中小企業者等が協会から第4第4号による保証承諾を受け、据置期間が1年を超える場合、据置期間中にモニタリングを行うものとする。	
3～5 (略)		3～5 (略)	

附 則

- この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度予算に係る資金に適用する。
- この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

